

## 役員に対する報酬の支給についての内規

公益社団法人静岡県労働基準協会連合会

平成15年7月1日

平成25年4月1日改正

- 1 公益社団法人静岡県労働基準協会連合会（以下「静基連」という。）における役員に対する報酬に支給について以下の通り定める。

非常勤役員 : 報酬を支給しない。

常勤役員 : 静基連就業規則に定める職員給与規定に基づく職員給与を支給する。

理事 月額 340,000円～360,000円